

シルバー派遣のご案内

皆様の職場を支える新たな人材として、

シルバー会員の豊かな知識や経験を活用しませんか？

シルバー派遣の特色

「シルバー派遣事業」とは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、東京都シルバー人材センター連合が行う一般労働者派遣事業を指します。

「請負・委任」とは異なり、事業主の指揮命令の下で働きます。

労災保険が適用されます。

公共的、公益的団体からの派遣なので安心です。

1日単位の短期派遣にも対応可能です。

31

こんな仕事に派遣します。



製造業や保育補助など

事務分野

経理・営業・会計など

たとえば
「スーパー業務」

商品管理・レジ係・接客・品出しなど

臨時的かつ短期的な就業

(概ね 月10日程度以内のもの)

又は

軽易な業務

(週 20 時間未満のもの)

※上記はシルバー派遣労働者1人当たりの就業形態であり、交代制を取り入れるなどすれば、フル操業の労働者確保が可能です！



シルバー派遣をもっと詳しく！

Q 料金体系は？

派遣料金（賃金＋手数料＋消費税）となります。料金につきましては内容により異なりますのでお気軽にお問い合わせください。

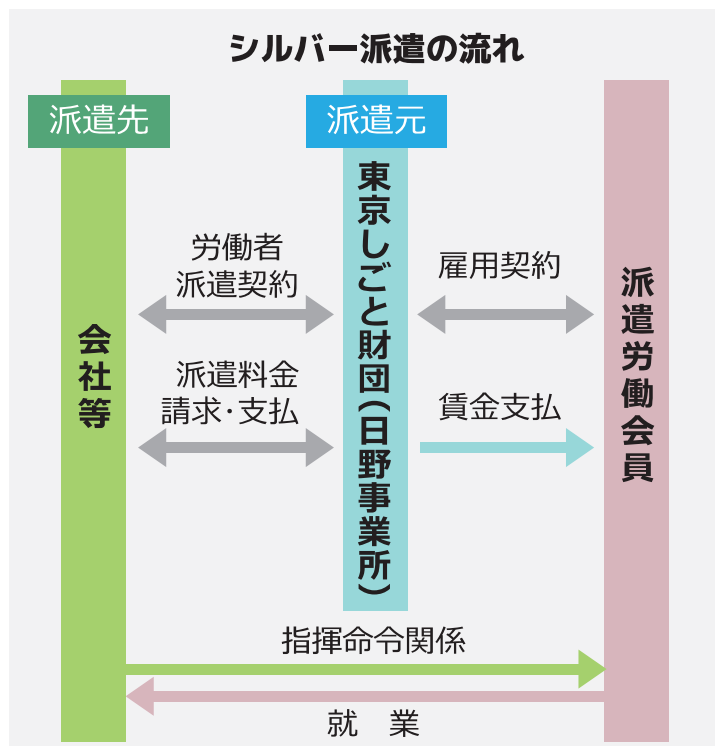
※1,269円～/時間（手数料等含む）

Q 派遣できるエリアは？

原則として日野市内に限られます。

Q 実施体制は？

派遣元事業主は、公益財団法人東京しごと財団（東京都シルバー人材センター連合）です。実施事業所は、日野市シルバー人材センター内（日野事業所）に設置し、派遣元責任者である日野市シルバー人材センター職員が対応します。



項目	請負	シルバー派遣
仕事の時間・内容	臨時的・短期的な就業（概ね月10日程度以内）又は軽易な業務（週20時間未満のもの）	
雇用関係の有無	なし	あり
発注者の指揮命令	受けない	受ける
事故時適用される保険	シルバー保険	労災
発注者との契約当事者	日野市シルバー人材センター	東京都シルバー人材センター連合
社会保険・雇用保険の有無	なし	
会員に関する報酬	配分金（雑所得）	賃金（給与所得）

★ 注意事項

- ・就業分野は問いませんが、法律で港湾輸送業務、建築業務、警備業務、病院等における医療分野の業務や、高齢者の就業であることから危険、有害な業務については派遣できません。
- ・一契約あたりの契約最長期間は原則1年になります。（更新可能）
- ・対応できる会員がいない場合、派遣できない場合もございます。



お問い合わせ・ご相談はお気軽にどうぞ

公益社団法人 日野市シルバー人材センター

〒191-0011 東京都日野市日野本町2丁目4番地の7（中央道高架下）

☎ **042-581-8171** FAX **042-584-8390**

✉ silver@hino-sc.or.jp <http://www.hino-sc.or.jp>